

この「お知らせ」は、令和元年9月18日付、事業主宛に送付したものを掲載しております。

適用関係届出等の署名・押印等の取扱い変更について

仲秋の候、貴事業所におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年8月30日付厚生労働省保険局保険課より、健康保険の適用事務にかかる事業主様等の事務負担の軽減を図る目的から『「行政手続コスト」削減のための基本計画』（平成29年6月厚生労働省決定）に基づき、事業所から提出される届出等における被保険者等の署名・押印等の取扱いが、以下のとおり令和元年9月1日から変更となった旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

事業主様及びご担当者様につきましては、円滑な事務処理にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 本人署名等の省略対象となる届出について

- 被扶養者異動届
- 介護保険適用除外等該当・非該当届
- 被保険者証滅失・棄損再交付申請書
- 被保険者証滅失届
- 高齢受給者証再交付申請書
- 被保険者証回収不能届
- 高齢受給者証基準収入額適用申請書

(2) 本人署名等の省略を行う際の手続きについて

申請者（被保険者）本人が提出の記載を行う場合には、申請者本人が届出の記載を行った旨を届出の備考欄等に記載してください。または、事業所が申請者本人に対し、届出の誤りがなしか確認を求め、申請者が内容について確認した旨を届出の備考欄等に記載してください。

(3) 引き続き本人の署名・押印を要する届出について

- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届